

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還請求権全般

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 補償要求, 沖縄住民対米請求問題, 在京米国大使館 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696

(1) 外務省・大蔵省主計局懇談 (昭和廿年8月26日)



沖繩返還協定におけるむべき事項について

1. 沖繩住民の請求権問題

(1) 問題点

(イ) 沖繩返還協定においては、奄美、小笠原におけると同様に沖繩における返還協定発効前の日本国民及び日本国民の請求権放棄の条項を規定することとされるかどうか。
資料1 小笠原返還協定
資料2 奄美返還協定

(ロ) 平和条約発効前(即ち27.4.28)の請求権についてどう考えるか。

(ハ) 平和条約発効後の請求権をどう処理するか。

(2) 問題点の詳細

(イ) 及び(ロ)の問題について:

(i) 平和条約第19条(a)項の解釈について、沖繩住民に意見表明の機会を与えらるべきか、と見て、沖繩も含めて請求権放棄

棄する(と見て)もいか。資料3 対日平和条約 319(a)
資料4 外相回答

(ii) この場合放棄しないのは、日本国民の個人の請求権について、外交保護権を放棄しない(と見て)、沖繩住民は、アメリカの南洋

に請求権を認めらるべきか、と見て、もいか。

00001000

(iii) 従つて個人の請求権そのものもたゞも放棄してはいけいから、憲法第29条第3項に該当せず"補償を要し"といと考えてよいかどうか。

(iv) アメリカの平和条約については、請求権の放棄にさしアメリカ国政府の損失補償責任が明記されていゝから、これは個人の請求権をたゞ放棄したからであると解してよいか。

(v) 奄美、小笠原両返還協定の請求権放棄各項目は、平和条約発効前のものである。確認の意味を有するは過ぎないか。

(vi) 米国の支払に2200万ドルの損失補償は、請求権補償の全額を包含するか。
(vii) 補償責任がどのわけか、どのようにしてよいのか。資料8
(viii) の問題について。資料5

(i) 土地の復元補償は、考へ方によつて平和条約発効前のものであると見ると見方と見方後のものであると見方になる。資料7

(ii) 平和条約発効後の請求権の実態把握はどのよう方法で行はうか、といと考へらるゝか。

(iii) 日本政府としてどのよう態度で対米折衝を行はうか、如何にして解決を図るか。

例: (a) 消極的的態度。

(b) 積極的に個別に解決。

(c) 返還を除く他の問題とあわせて一括解決。

請求権
補償
責任
問題
解決
方法
等

請求権
補償
責任
問題
解決
方法
等

請求権
補償
責任
問題
解決
方法
等

2. 遺産引継問題

(1) 問題文

(1) 非純の返還に伴ない、非純において米國が所有する遺産を日本政府が適正に対処して買収することに關して日米西國間で交渉が進められていたが、これに返還協定に規定されることを考へてはいか。今回と同様の事例があるか。
資料 9. 國際先例

(2) 信託財産といふものはどのような法的意味如何。

(3) これらの資産に施設権に伴ない当然の義務に對してはどのような問題があるか。

(4) の問題について：

(1) 「琉球列島米國政府に對する指令」(樞東總司令部から琉球軍司令官の指令)において「琉球住民に對し、……米國に資金

(すなわちガリオア才出土葬からの支出)を合衆國に返済すべき旨の義務が課せられること」が期待されてい(51)。(2) 述べられる

い(3)が、これにガリオア資金の非債務性を述べたものであ(51)か。

資料 10.

(4) 米國側は別途ガリオア資金に債務性があるものと(51)正式の見解を明らかにすること(51)が考へられるか。

(5) 米國側が債務性ありと主張して、わが國は過去の國會答申等からこれを認めることはでき(51)のであ(51)か。

(6) 遺産の引継ぎは、資金源に着目して(51)はよく、遺産の性質に着目して処理しようとするものであ(51)らうと(51)して(51)か。各社等が米國からあ(51)る

という。その資金が一般資金より出ていることから導かれる結論であるから切り捨てることができるのである。

資料 11.

(iv) カリオア以外の部分は、負債性があるので、買収をよければ、資産価値よりカリオア相当分を差引くべきである。

(vi) 公社等の資産価値が年々増大している場合、当初のカリオア部分もそれに比例して増大していると解してよい。

それは、利用者である琉球株式の負担において増大したものと見るに對してどう答えるのか。

(vii) 道路のびくと資産価値が減耗して行くものについては、カリオア部分も按分して減耗していると考へるのか。

(ii) の問題について：

(i) 一般資金所属の資産については、米國検査院長の「登記制度と関係する」に於いて、合衆國國庫に登記された所有する外國

資産であると思われ、(ii) という米國會計検査院長の見解は、登記制度で関係することを明らかにしたものである。資料 10.

(iii) 會計検査院長の見解は、米國に帰属する負債は、各年の生産に定められた場合に限り使用することからできる旨を規定し、1953年の

資料 12.

修正草案 1415条の解読として、この条項が一般資金に通用するべきことを明らかに述べたものに過ぎず。

法的意義で「信託財産」といっていいわけでは(51)と解していいか。

(iii) フライズ報告における「信託財産を構成し、その主たる受益者及びその唯一の残余権者は琉球住民である。かかる概念は……理論必然の結論である」という見解は、公社等が信託財産であることを明らかにしたものである。資料 13。

(iv) この見解は、フライズ法審議の際の米下院軍事委員会報告に述べられたものである。法的には特に意味は無いと解していいか。

(v) 信託行等の成立の条件及び終了の際の残余財産の帰属如何。資料 13。

(二)の問題)について:

(i) 施政権に伴う義務といつかはるものがあるか。

(ii) 平和条約前については、ベトナム陸軍条約の適用があると考えられるか。同条約にはどのような規定があるか。資料 14。

(iii) 仮に施政権に伴う義務は、尽すものであると解しては、施政権が終了する時に無効であると考えられるか。



開するもの、意味は、(書)の外務省は、美債の放棄
 法判馬、五蔵省の理解を要す
 との理解がある、(書)今や政府を伴う理解を要す、
 外に理解の放棄と理解を要す、従って、今後
 もたは理解するほか、(書)も理解
 かつ、平和主義の三原則、代わりの我々の対外関係
 ありや、内には別途、格闘の要ありし。
 (一) 米債は、請ねたの全面放棄を主張し、来とも、
 外務省

外務省



推測を要す、(書) 務省のことは、もあれ、米債に
 いと、リ、スナガル、と、米債の要する
 との理解があり、何よりも、スナガル、か、いつか、
 内において、格闘中、いつか、米債の放棄を
 立場、(書) (一) 布衣、上、放棄、根拠、あり、未
 の請ねた (二) 請ねた、補償、とのエクス、上、由、
 請ねた、米債、の、理解を要する、と、
 外務省

外務省

寸法 施設は適宜 後此に協定し、自由施設を以て
 施設は日本の財政に使用せしむべきとす。施設については
 半額の日本に回帰義務を課せしめ、その後は
 必要にして、現段階の検討結果がある。全く
 の利益を以て、~~施設は~~ 必要の要を以て、
 半額の反意については、半額を以て、他は国民の
 要求と合理的に満たすを得る。適宜交渉あり

□内装印は困難である。これは、~~社~~ 社
 士協会の申し見解を以て、~~社~~ 社
 事として、~~社~~ 社
 (二) 請取の権利は、~~社~~ 社
 存せず、~~社~~ 社
 望科の下台を以て、~~社~~ 社
 是のなき望科の提議は、~~社~~ 社
 調査は、~~社~~ 社

見知りをつけてきたと云ふことと云ふこと。
 二、以上(1)(2)(3)の説明については大抵御さう大抵は
 おいこ同共論は示されず、
 所要のについては、さうい
 概計はカテゴリカルに決水しているものも、
 美濃の
 しんいとし、
 優いつりては、
 之を案ずるに難い
 9、
 の、
 いの、
 (九月末出版予定)
 外務省

事案調査の希望をあらわすには、
 上(き)のりき、
 自(に)た、
 財(財)弄(弄)のつき、
 おいこ、
 三、
 には、
 外務省



七一の年用によるものとありうべく、その者については
 日本政府の引継ぎについては、自明の理と
 思われ、その日
 本「赤字」の意思は、一般に、特別会計の関係、税金
 と資産との関係（自明の理）を指し、
 今般、業種別把握の上の検討は、いまだ進んで
 ないより、右検討結果、随時通報を要する
 四、ペーパーワークの整理は、随時進め、その間は、



治自九月二日ヒルに持て、議事録として、
 抄り、各省（別）に送付し、其の旨を尋ねたいと
 する問題がある。